

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 報酬については、別表1に定める額とする。

2 職務のため出張をしたときは、別に定める役職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等の支給時期は、次の各号により定める時期とする。

- (1) 年額報酬については、定例評議員会時とし分割して支給する。
 - (2) 年額報酬以外の報酬等については、その都度支給する。
- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1

区分	報酬の額
定額報酬	年額 10,000 円
評議員会への出席	1回 5,000 円
職務のための出張等	1日 10,000 円／半日 5,000 円